

<p>漁港課</p>	<p>平成 13 年 7 月 19 日 及び 7 月 27 日</p>	<p>公害防止事業費事業者負担金の未収金（69,401,228円）について、その解消のための措置を講ずること。  漁港施設使用料の未収金（6,795,253円）について、引き続きその解消に努めること。</p>	<p>法的手段も含め、債権回収を図る方向で検討を進めている。  牛深漁港浄化施設に係る使用料であり、利用者の経営状況が良くないため、滞納が発生している。電話督促、訪問徴収を重ね、過年度分について1,099,196円を徴収した。（平成14年1月末現在） 今後も督促を続け、更なる徴収に努める。</p>
<p>監理課</p>	<p>平成 13 年 9 月 6 日 及び 9 月 25 日</p>	<p>工事監督業務のための旅行をしたときは、日額旅費支給規程第2条によれているが、普通旅費が支給されていた。</p>	<p>旅行業務を明確に記載するよう職員を指導し、確認を十分にを行い、再発の防止を図ることとした。 また、日額旅費を支給すべき事案については、超過している金額について返納済である。</p>
<p>用地対策課</p>	<p>平成 13 年 9 月 4 日 及び 9 月 12 日</p>	<p>地域振興局等における土木部関係の取得用地の登記業務について、県が登記嘱託員を雇用して業務を処理するとともに、社団法人にも業務を委託して処理しているが、実態は、同一法人が嘱託員としての立場を併せ持ち、同一の職員として地域振興局等所、同一登記物件に係る業務を処理している。</p>	<p>破産宣告を受け、配当申請しているものについては、配当を待って、また、倒産及び業者が行方不明になっているものについては、所在確認、財産調査等を行い、会計規則に則り適切な債権管理に努める。</p> <p>社団法人への業務委託の見直しも含めて、改善に向けて検討を行う。</p>

<p>道路維持課</p>	<p>平成 13 年 8 月 29 日 及び 9 月 10 日</p>	<p>道路占有料の未収金 (3, 351, 629 円) 及び橋梁破損に係る負担金の未収金 (9, 590, 000 円) について、その解消に努めること。</p>	<p>債務者に対しては、電話・訪問による納入督促を徹底して行うとともに、必要に応じて資産調査や差押等の滞納処分を行い、収入の確保に努める。</p>
<p>河川課</p>	<p>平成 13 年 8 月 17 日 及び 8 月 28 日</p>	<p>河川使用料の未収金 (1, 622, 912 円) について、引き続きその解消に努めること。</p>	<p>債務者に対しては、引き続き電話・訪問による納入督促を徹底して行うとともに、必要に応じて資産調査や差押等の滞納処分を行い、収入の確保に努める。</p>
<p>港湾課</p>	<p>平成 13 年 8 月 16 日 及び 8 月 28 日</p>	<p>港湾使用料の未収金 (12, 149, 489 円) について、引き続きその解消に努めること。</p>	<p>債務者に対しては、引き続き電話・訪問による納入督促を徹底して行い、行方不明者については、所在確認に努めるとともに、必要に応じて資産調査や差押等の滞納処分を行い、収入の確保に努める。</p>
<p>住宅課</p>	<p>平成 13 年 8 月 3 日 及び 8 月 21 日</p>	<p>県営住宅使用料の未収金 (328, 438, 990 円) について、引き続きその解消に努めること。</p>	<p>今後も滞納を防止するため、滞納者の状況を把握し、臨戸による徴収及び納入指導を積極的に行う。また、悪質な滞納者に対しては、さらに法的措置を講ずるなど、未収金の解消に努める。滞納整理基準を強化するとともに、滞納対策を拡充していき、滞納整理を行う。</p>
	<p>改良住宅サンシャイン水前寺の家賃付料の未収金 (902, 400 円) について、その解消に努めること。また、同年にわたって空き店舗になつている。</p>	<p>未収金の解消については、平成 14 年度中に不納欠損処理を行う予定である。また、空き 2 店舗については、13 年度中に入居者の募集を行った。</p>	